

議第171号

京都市職員給与条例及び京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員給与条例及び京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一  
部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月25日提出

京都市長 門川大作

京都市職員給与条例及び京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する  
条例の一部を改正する条例

(京都市職員給与条例の一部改正)

第1条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第3条 京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条前段中「期末手当は」の右に「、次項に定めるものを除き」を加え、同条後段中「において、期末手当の額については給与条例第17条第2項に規定する管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるもの以外の者の、」を「おける」に、「同条第5項各号」を「、給与条例第17条第5項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 期末手当の額は、算定基礎額に100分の130以内の割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

提案理由

職員の給与を改定する等の必要があるので提案する。